



6月は環境推進月間

地球にやさしい “エコライフ”の実践を

⇒環境政策課 (TEL775-6925・FAX775-9927)



異常気象や海水面の上昇など地球温暖化の影響が深刻さを増しています。これらを食い止めるためには、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出をできるだけ抑えることが必要です。

6月は環境推進月間です。私たちの生活の中で余分な消費を抑え、無駄のない生活「エコライフ」を送ることで地球温暖化の原因になるCO₂を少なくすることができます。

また家庭用電気製品を買い替える時は、省エネラベルの表示があるものなど消費電力の小さなものにしてください。一人一人の取り組みで、美しい地球環境を未来に残しましょう。

10月までクールビズを実施

冷房時の室温を28度に設定し、すだれやカーテンで日射を防いだり、緑のカーテンを設置したりするなど涼しく過ごす工夫をしてみましょう。

市では本庁舎や各出先機関で、室内の冷房温度を昨年より高めに設定し、毎年6～9月まで実施しているノーネクタイ、ノー上着の軽装で執務する「クールビズ」を、ことしはすでに5月9日から開始し、10月31日(月)まで延長します。

市民、事業者の皆さんもご協力をお願いします。

節電に伴う公共施設の貸し出し

⇒環境政策課 TEL775-6925
FAX775-9927

未曾有の大震災により、東京電力管内の供給力は減少し、夏に向けて電力事情は大幅な悪化が見込まれます。そのため節電対策が不可欠で、公共施設の照明などの一部消灯や貸し出しの一部制限を9月30日(金)まで実施します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●屋外夜間照明施設→引き続き中止
※詳しくは各施設に問い合わせるか、各施設のホームページで確認してください。

本庁舎、出張所の日曜日閉庁

市役所本庁舎と上尾駅・尾山台出張所は、土・日曜日とも開庁していますが、夏期以降の電力使用量削減のため、7～10月の日曜日は閉庁します(9ページ参照)。

夏のエコライフDAYを実施

エコライフDAYは、決められた一日に環境を考えた生活を実践することで、地球温暖化防止へ生活様式を変化させるきっかけづくりを目的に県内の市町村と共同で実施しています。

エコライフDAYは、簡単なチェックシートを使用して、あらかじめ定められた取り組み項目をチェックし、削減したCO₂を発表するというものです。チェックシートは、市役所1階総合受付、環境政策課(市役所4階)、各支所・出張所・公民館にあります。

ライトダウンキャンペーンを実施

ライトダウンキャンペーンを6月22日(水)から8月31日(水)まで実施します。電気のある生活に慣れた日常常生活。照明を消すことで、普段い

かに電気を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えてみませんか。

期間中6月22日(水)の夏至の日に「夏至ライトダウン」、7月7日(木)のクールアースデイに「七夕ライトダウン」とそれぞれ名付け、消灯を実施します。午後8～10時の2時間程度、企業の看板などのライトアップ施設、事業所、家庭での消灯をお願いします。

詳しくはライトダウンキャンペーンのホームページ(<http://www.cool-earthday.jp>)、環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室(TEL03-55521-8341)へお問い合わせください。

※環境政策課(市役所4階)に「エコライフ」に関するパンフレットなどがあります。ぜひご利用ください。



第11回市環境推進大会と環境パネル展

⇒環境政策課 (TEL775-6925・FAX775-9927)

市と市環境推進協議会は、環境の保全と創造について考え行動する機会として、環境推進大会と環境パネル展を開催します。

●第11回上尾市環境推進大会

▶とき 6月4日(土)午後1時～3時30分 ▶ところ 文化センター中ホール ▶内容 ①第10回あげお環境賞授賞式と受賞者(上尾市立南中学校、鴨川を愛する会)による活動報告②環境美化啓発ポスター優秀作品表彰式と応募作品の展示③丹葉暁弥さん(写真家、WWF〈世界自然保護基金〉ジャパン会員)による講演「ホッキョクグマの生態から考える地球温暖化問題と私たちの暮らし」▶定員 500人(先着順)▶参加費 無料▶申し込み 当日、直接会場へ

※手話通訳があります。

●環境パネル展

▶とき 5月31日(火)～6月6日(月)▶ところ 市役所1階市民ホール▶内容 市の自然、住み良い生活環境、地球環境の保全など、市環境推進協議会会員の活動

特別障害者手当 障害児福祉手当 重度心身障害者福祉手当

障害福祉課 TEL775-5123
FAX776-8872

●特別障害者手当

▼受給対象 障害基礎年金1級程度の障害が重複するなど、身体や精神の著しく重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態と認められる20歳以上の人(施設入所

中や3カ月を超えて入院している人を除く)

▼支給額 月額2万6,340円(所得制限あり)

●障害児福祉手当

▼受給対象 20歳未満で次の①～③のいずれかに該当する人(施設入所中や障害を支給事由とする年金を受給している人を除く)／①身体障害者手帳1級の一部または2級の一部を所持している②療育手帳(A)を所持している③精神障害、血液疾患で①

②と同程度の障害がある

▼支給額 月額1万4,330円(所得制限あり)

●重度心身障害者福祉手当

▼受給対象 市内に住所があり、次のいずれかの手帳を所持している人(特別障害者手当や、重複重症障害児(※注)以外で障害児福祉手当を受給している人、施設入所中の人、65歳以上で新規に手帳を取得した人を除く)／①身体障害者手帳1・2級②療育手帳(A)・A③精神障害者保健福祉手帳1級④療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級

※注 重複重症障害児 20歳未満で身体障害者手帳1級または2級の他に療育手帳(A)またはAも所持している児童

▼支給額 ①～③で在宅の人/月額5千円、④で在宅の人/月額2,500円

※受給者本人に住民税が課税されているときは支給停止されます。

【共通】

▼申し込み 身体障害者手帳か療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かるもの、認め印を用意して、障害福祉課(市役所2階①番窓口)へ(土・日曜日、祝日を除く) ※現在受給資格のある人は、手続きは不要です。

6月は市・県民税の納付月です

市民税課 TEL775-5131
FAX775-9846

市・県民税(住民税)額は6月に決定します。課税となる人には、次のとおり各通知書で年税額などをお知らせします。また昨年度の申告内容や収入の種類などにより、複数の方法で納付する場合がありますので注意してください。通知書が届かない場合は市民税課にお問い合わせください。

■通知書と納付方法

①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

6月～平成24年5月の毎月の給与から、市・県民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。課税内容は、主に給与収入から算出された税額です。

②公的年金所得に係る年金特徴税額の決定通知書

4月～平成24年2月の支給月(6回)から市・県民税を特別徴収します。課税内容は、年税額のうち公的年金等の収入から算出された税額です。

※②に加え①の方法でも納付する人は、②の通知書にその内訳が記載されています。



③納税通知書

年税額のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替により納付します。課税内容は、①②以外の収入(主に事業、不動産、アルバイト、分離課税分など)から算出された税額です。

※③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1枚目にその内訳が記載されています。

介護保険負担限度額認定などの申請を

高齡介護課 ☎775-6473
☎776-8872

介護保険負担限度額、特定負担限度額の認定の有効期限は、6月30日(木)です。引き続き認定を希望する人は、更新の申請をしてください。平成22年7月～平成23年5月に限度額認定を受けている人には、6月上旬に案内通知と申請書を郵送します。

これらの認定は、平成23年度の課税状況などに基づいた審査を行うため、認定されない場合もあります。新たに申請する人は申請書(高齡介護課(市役所2階③番窓口)にある)に必要事項を記入して、高齡介護課へ提出してください。

※申請日を含む月の1日から適用されます。6月30日までに申請する

と、7月中に認定結果と認定証が郵送されます。

●介護保険負担限度額

▼内容 本来、全額自己負担する介護保険施設入所と短期入所の食費と居住費のうち、所得に応じた負担限度額までを自己負担とし、基準費用額との差額が介護保険から事業者へ給付される制度

▼対象 本人と世帯全員が住民税非課税の人

※合計所得金額と課税年金収入額の合計額により、負担限度額が異なります。

※転居など世帯の何らかの異動のため対象になる人は、年度の途中でも認定される可能性がありますので申請してください。

●介護保険特定負担限度額

▼内容 介護保険負担限度額と同じ

▼対象 平成12年4月1日以前から、高齢者施策により特別養護老人ホームに入所している人で、住民税非課税世帯の人



東日本大震災に伴い、上尾市に避難されている皆さんへ

東日本大震災に伴い青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県から上尾市に避難されている人を対象に次の①～③の支援を行います。

①アップフリーパスの発行 ⇨市民安全課(☎775-5138・☎775-9927)

市内循環バス「ぐるっとくん」の無料乗車券と健康プラザわくわくランド無料入場券をセットにした「アップフリーパス」を発行します。

▶申し込み 申請書(市民安全課(市役所4階)にある)、本人が確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)、利用者の写真1枚(本人が窓口に来られる場合は、無くても可)を用意して、直接市民安全課へ

▶利用期間 6月1日(水)～平成24年3月31日(土)

②レンタサイクルの無償提供 ⇨市民安全課(☎775-5138・☎775-9927)

駅西口レンタサイクルで使っていた24インチ自転車(旧県立騎西高校に100台提供したものと同じ自転車)を無償提供します。

▶申し込み 6月1日から本人が確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)を用意して、直接市民安全課へ

▶提供台数 50台



平成6年購入のレンタサイクル

③水道料金・下水道使用料の基本料金の減免 ⇨水道部業務課(☎775-5161・☎775-9041)

▶対象世帯 避難のために市内に居所を置く世帯と避難者を受け入れている世帯

▶減免内容 水道料金と下水道使用料の基本料金

▶減免期間 5月～平成24年3月

▶申し込み 減免申請書(水道部業務課(上尾村1157水道部庁舎内)か下水道課(市役所6階)にある)、りさい証明書、運転免許証など被災地に住んでいたことが分かる書類(書類が用意できない場合はお問い合わせください)を用意して、直接水道部業務課か下水道課へ



市長 キラリ通心

被災地で得た力
～多くの優しさに触れて～

市長 島村 穰

「東日本大震災」発生から3カ月近くが経過し、まだまだ厳しい状況は続いています。一部の地域を除き、やや落ち着きを取り戻しつつあるように感じます。

市では、『広報あげお』5月号で紹介したとおり、震災発生直後から消火隊を岩手県陸前高田市へ、救急隊を福島県本宮市へ継続的に派遣してきました。任務を終えた隊員から現地の容易ならざる状況報告を受け、早速、津波による壊滅的な被害を受けた陸前高田市災害対策本部と連絡を取りました。

陸前高田市では、日々、状況や必要な物資が変わる中、現在は調味料や防寒具、靴などが不足しているということで、市内の企業からも援助を頂き、短期間のうちに2トントラック1台分の支援物資を集めることができました。ご協力いただいた皆さんに心から感謝申し上げます。

市災害対策本部として、私は緊急に必要な支援物資を届けるとともに、被災地の状況をこの目で調査することが今後の市の防災対策に必ず役立つと確信し、4月21日の午前4時に支援物資を乗せたトラックで一路、陸前高田市へ向かいました。

東北自動車道は一部で車線制限をしていたものの、順調に車を進めることができましたが、気仙川の支流から景色が一変し、海からは8キロメートル以上離れているにもかかわらず、川をさかのぼってきた津波によって町並みは一切失われ、目に入ってきた状況に言葉が出ません。



気仙川の支流域(陸前高田市)

陸前高田市は、津波によって市庁舎が全壊したため、高台にある学校給食センターに災害対策本部を設置しています。現地に到着すると、戸羽太(とばふとし)市長が出迎えてくれました。

戸羽市長は、市長就任からわずか1カ月でこの過酷で困難な状況に直面しました。震災から一日も休むことなく最前線で陣頭指揮を執り、相当疲れているにもかかわらず、長時間にわたり丁寧に被害状況を説明いただき、「多くの市民が亡くなり、私も家族を失った。しかし、つらいのは、私だけではない。今、私が頑張らないと市民は付いてきてくれない。

今は報道を通じて支援の手が差し伸べられている。しかし、数カ月後に世間の関心が移った時が心配だ」と涙をにじませながら話してくれました。

自らも津波で最愛の奥様を失い、二人の子どもと離れて暮らしながら指揮を執り、全身全霊を懸けて市の復興に挑む姿に胸の奥が熱くなります。私は、あらためて“市長”という重く、大きな仕事に全力を尽くすことを自分に誓いました。



被害状況を説明する戸羽陸前高田市長(右)

私は、現地の状況を視察して、被災地と密に連絡を取り合いながら、実情に合った息の長い支援を続けていくことが必要であると強く感じ、5月12日に開催された「平成23年度埼玉県市町村長会議」で、上田埼玉県知事をはじめ、県内の各市町村長の皆さんに提案をしました。今後もこの思いをさまざまな場所で訴え実現していくことが、少なからず復興への支援につながると信じています。



陸に打ち上げられた船(気仙沼市)

さて、今回の震災で、圧倒的な悲しみと涙の中にあっても、むしろ私たちが励まされたり、勇気づけられたりしたこと、そして「絆」の大切さを実感させられたことが数多くあります。

被災地の小・中学校卒業式での先生たちの愛情の込められたメッセージ。卒業生たちの将来を見据えた力強い言葉。甲子園で行われた春の選抜高校野球大会での選手宣誓。

そして市内でも、一時避難された人たちのために多くの時間を費やしてくれたボランティアの皆さん。帰宅困難者のための一時避難所として公民館を提供してくれた谷津自治会の皆さん。また福島県南相馬市や浪江町から避難された人たちが入居したシラコバト団地では、一日でも早く上尾に慣れてもらうため、歓迎・激励会が開かれるなど、多くの優しさにあふれています。

私は、今回の経験を今後の行政運営に生かし、市民の皆さんを、そして私たちのまち上尾を必ず守っていく覚悟です。市民の皆さんには、上尾のため、被災地のために、引き続きご支援とご協力をお願いいたします。



情報公開制度 個人情報保護制度

★平成22年度の実施・運用状況★

⇒庶務課(TEL775-4989・FAX775-9819)

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。これらの制度の平成22年度実施状況をお知らせします。

情報公開制度

情報公開制度は、市が保有している行政文書を請求または申出に基づいて公開する制度です。

対象となる行政文書は、市職員が職務上で作成し、または取得した文書で、図面、写真、磁気テープ、磁気ディスクなども含まれます。公開の請求または申出を受けた行政文書は、原則として全てを公開すること

になっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

請求または申出は、情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、所定の用紙を用いて行います。市は請求または申出があった日から15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公

開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。請求した人が、非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、不服申し立てをすることができ、不服申し立てがあると、弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいてあらためて決定します。

平成22年度の公開の請求・申出の

【表1】行政文書公開の実施状況

実施機関	受 付 区 分	受付件数 平成22年度 受付件数 (前年度からの繰り 越しを含む)	平成22年度処理件数					平成23年 3月31日 現在未処理 件数
			公 開	部 分 公 開	非公開	取り下げ	計	
市 長	請 求	5	2	3	0	0	5	0
	申 出	18	7	7	4	0	18	0
	合 計	23	9	10	4	0	23	0
教育委員会	請 求	8	4	4	0	0	8	0
	申 出	4	1	2	1	0	4	0
	合 計	12	5	6	1	0	12	0
水道事業の管 理者の権限 を行う市長	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	1	0	1	0	0	1	0
	合 計	1	0	1	0	0	1	0
合 計	請 求	13	6	7	0	0	13	0
	申 出	23	8	10	5	0	23	0
	合 計	36	14	17	5	0	36	0

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めるとをいい、「申出」とは請求できない人が行政文書の公開を求めると、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めるとをいいます。
※他の実施機関は実績がありません。

【表2】個人情報の開示などの実施状況

実施機関	受付件数 平成22年度 受付件数 (前年度からの繰り 越しを含む)	平成22年度処理件数					平成23年 3月31日 現在未処理 件数
		開 示	部 分 開 示	不開示	不存在	取り下げ	
市 長	15	12	1	2	0	0	15
教育委員会	1	1	0	0	0	0	1
合 計	16	13	1	2	0	0	16

※他の実施機関は実績がありません。

【表3】会議公開の実施状況

区 分	公 開	原則公開であるが、審議事項によっては非公開	非公開
開催件数	94	12	177
傍聴人数	26	0	—

※非公開の会議の開催件数177件中170件は、上尾市介護認定審査会の会議の開催件数です。

【おわびと訂正】『広報あけお』5月号9ページ「埼玉県議会議員一般選挙」の記事中、選挙管理委員会事務局の電話番号に誤りがありました。おわびして訂正します。 誤：☎ 775-9868 → 正：☎ 775-9689



受付件数は、36件でした(前年度からの繰り越し分を含む)。実施状況は6ページ表1のとおりです。

■個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。

市が収集する個人情報は事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる恐れのある個人情報は、原則として収集していません。

平成22年度の個人情報の開示請求の受付件数は16件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした。実施状況は6ページ表2のとおりです。

■会議公開制度

会議公開制度は、市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は会議の当日、直接会場においでください。

平成22年度の実施状況は6ページ表3のとおりです。

無料で接種できます

ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン

⇒健康推進課(保健センター内、TEL774-1411・FAX776-7355)



厚生労働省が一時的に接種を見合わせていたヒブワクチン(皮下注射)、小児用肺炎球菌ワクチン(皮下注射)の予防接種が再開され、無料で接種できます。 ※平成23年3月31日までの接種は、無料対象にはなりません。

▶無料対象期間 4月1日～平成24年3月31日(土)

▶場所 市内実施医療機関

▶対象 上尾市に住民登録のある2カ月～5歳未満の子ども(5歳の誕生日の前々日まで接種可)

▶費用 無料(市内実施医療機関での接種のみ)

※実施医療機関の一覧は、保健センター、各支所・出張所にあります。市ホームページでも閲覧できます。

▶持ち物 母子健康手帳、健康保険証

※詳しくは各実施医療機関(かかりつけ医)で確認してください。

種 類	接種開始時期	回 数
ヒブワクチン	生後2～7カ月未満	4～8週間隔で3回接種し、1年程度の間隔後に追加1回接種
	生後7～12カ月未満	4～8週間隔で2回接種し、1年程度の間隔後に追加1回接種
	1～5歳未満	1回接種
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2～7カ月未満	27日間以上の間隔で3回接種し、60日以上の間隔後に追加1回接種(生後12カ月以降)
	生後7～12カ月未満	27日間以上の間隔で2回接種し、60日以上の間隔後に追加1回接種(生後12カ月以降)
	1～2歳未満	60日以上の間隔で2回接種
	2～5歳未満	1回接種

注意事項

このワクチンは、国で定められている定期予防接種ではなく、任意の予防接種です。接種の際は医療機関で、接種に関する説明文をよく読み、医師と予防接種の効果や副反応を相談し理解してから、保護者の判断により接種してください。

他の予防接種との同時接種は、医療機関とよく相談してください。

▶ヒブワクチンとは

インフルエンザ菌b型(H i b =ヒブ)は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの感染症の他、

髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症を起こす病原細菌で、冬に流行するインフルエンザとは別の細菌です。ワクチンを接種することでヒブによる感染症を予防できます。

▶小児用肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌は、小児の多くが鼻の奥に保菌していて、細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎の病気を起こします。このワクチンを接種することで、肺炎球菌の感染を予防でき、多くの国で、細菌性髄膜炎や菌血症の予防報告があります。



平成23年度 事務区長を紹介します

⇒自治振興課 (TEL775-4539・FAX775-9819)



平成23年度上尾市区長会連合会定期総会

区会・町内会・自治会の活動地域を事務区とし、地域の行政区域に位置付け、事務区長を委嘱しています。事務区長は、地域と行政とを結ぶ連絡調整の役割を担っています。

平成23年度事務区長の皆さんは下表のとおりです(敬称略、太字が各地区区長会長)。

上尾地区		ソフィア上尾		藤波		高橋光隆		中平塚		大川原富夫	
事務区名	氏名	パーク上尾	小野舜生	井戸木	中根伸	下平塚	神田英雄	平塚団地	柳橋節男	上尾第一団地	根岸良夫
緑丘	武藤昭夫	レック上尾	栗山功	中妻	岩男五男	上尾第二団地	根岸良夫	上尾第二団地	根岸良夫	上尾第三団地	根岸良夫
緑丘五丁目	古藤重義	フリーア上尾	宮内誠	浅間台	小澤康雄	上尾第四団地	根岸良夫	上尾第四団地	根岸良夫	上尾第五団地	根岸良夫
上町	田澤信八	平方地区	宮内誠	弁財	加藤昌男	上尾第六団地	根岸良夫	上尾第六団地	根岸良夫	上尾第七団地	根岸良夫
宮本町	野本雅彦	事務区名	氏名	小敷谷東部	日吉孝吉	上尾第八団地	根岸良夫	上尾第八団地	根岸良夫	上尾第九団地	根岸良夫
仲町一丁目	小川倍男	南	永嶋昇	小敷谷西部	原田嘉明	上尾第十団地	根岸良夫	上尾第十団地	根岸良夫	上尾第十一団地	根岸良夫
仲町二丁目	矢澤宏和	下宿	本間寛	畔吉東部	塩野泰久	上尾第十二団地	根岸良夫	上尾第十二団地	根岸良夫	上尾第十三団地	根岸良夫
愛宕一丁目	石川準一	上宿	石川巖	畔吉前原	小高一郎	上尾第十四団地	根岸良夫	上尾第十四団地	根岸良夫	上尾第十五団地	根岸良夫
愛宕二丁目	笹川清	新田	渋谷好夫	畔吉新田	大井川健一	上尾第十六団地	根岸良夫	上尾第十六団地	根岸良夫	上尾第十七団地	根岸良夫
愛宕三丁目	松本豊	上野	清水祐介	畔吉雲雀	持田秀夫	上尾第十八団地	根岸良夫	上尾第十八団地	根岸良夫	上尾第十九団地	根岸良夫
栄町	新木利明	平方領々家	小川久雄	領家東部	野篠勇	上尾第二十団地	根岸良夫	上尾第二十団地	根岸良夫	上尾第二十一団地	根岸良夫
日の出	小林庄司	上野本郷	石川勉	領家西部	小山富栄	上尾第二十二団地	根岸良夫	上尾第二十二団地	根岸良夫	上尾第二十三団地	根岸良夫
東町	高山國男	西貝塚	関正人	三井	今屋幸男	上尾第二十四団地	根岸良夫	上尾第二十四団地	根岸良夫	上尾第二十五団地	根岸良夫
陣屋	太田崇雄	丸山団地	近藤愛	サニータウン	斎藤敬基	上尾第二十六団地	根岸良夫	上尾第二十六団地	根岸良夫	上尾第二十七団地	根岸良夫
二ツ宮一区	遠山正博	原市地区	近藤愛	泉台	新井利勝	上尾第二十八団地	根岸良夫	上尾第二十八団地	根岸良夫	上尾第二十九団地	根岸良夫
二ツ宮二区	三沢清美	事務区名	氏名	上平地区	氏名	上尾第三十団地	根岸良夫	上尾第三十団地	根岸良夫	上尾第三十一団地	根岸良夫
向原	石曾根福吉	第一区	芳賀康三	町谷	増田正次	上尾第三十二団地	根岸良夫	上尾第三十二団地	根岸良夫	上尾第三十三団地	根岸良夫
本町一・二丁目	戸枝伸之	第二区	三浦義孝	宮の下	齋藤保子	上尾第三十四団地	根岸良夫	上尾第三十四団地	根岸良夫	上尾第三十五団地	根岸良夫
本町三・四丁目	齋藤満	第三区	吉田浩	上郷	植田幸一	上尾第三十六団地	根岸良夫	上尾第三十六団地	根岸良夫	上尾第三十七団地	根岸良夫
本町五・六丁目	平塚道嘉	第四区	黒須明	箕の木	湯本忠	上尾第三十八団地	根岸良夫	上尾第三十八団地	根岸良夫	上尾第三十九団地	根岸良夫
春日	田端優行	第五区	坂巻文三	上新梨子	前島義光	上尾第四十団地	根岸良夫	上尾第四十団地	根岸良夫	上尾第四十一団地	根岸良夫
柏座一丁目	朽木智	第六区	岩瀬熊雄	久保	内田一夫	上尾第四十二団地	根岸良夫	上尾第四十二団地	根岸良夫	上尾第四十三団地	根岸良夫
柏座二丁目	苗村利幸	第七区	本田耕作	西門前	山内英幸	上尾第四十四団地	根岸良夫	上尾第四十四団地	根岸良夫	上尾第四十五団地	根岸良夫
柏座三丁目	山本俊男	第八区	北澤民雄	南	吉田勉	上尾第四十六団地	根岸良夫	上尾第四十六団地	根岸良夫	上尾第四十七団地	根岸良夫
柏座四丁目	千鳥貴弘	第九区	徳永正夫	南新梨子	鴨田正栄	上尾第四十八団地	根岸良夫	上尾第四十八団地	根岸良夫	上尾第四十九団地	根岸良夫
谷津一丁目	内田昭司	第十区	谷田貝麻吉	下組	稲和男	上尾第五十団地	根岸良夫	上尾第五十団地	根岸良夫	上尾第五十一団地	根岸良夫
谷津二丁目	金子銀司	柳通り北区	葵木邦夫	北中地	岡田良一	上尾第五十二団地	根岸良夫	上尾第五十二団地	根岸良夫	上尾第五十三団地	根岸良夫
富士見	平田秀明	大石地区	葵木邦夫	新田	小川喜幸	上尾第五十四団地	根岸良夫	上尾第五十四団地	根岸良夫	上尾第五十五団地	根岸良夫
富士見団地	田中伸幸	事務区名	氏名	上組	河野勝久	上尾第五十六団地	根岸良夫	上尾第五十六団地	根岸良夫	上尾第五十七団地	根岸良夫
原新町	佐々木久男	小泉	成田俊一	須ヶ谷	野本敬二	上尾第五十八団地	根岸良夫	上尾第五十八団地	根岸良夫	上尾第五十九団地	根岸良夫
根貝戸団地	篠原紀元	下芝	藤波律男	上平塚	朝妻弘行	上尾第六十団地	根岸良夫	上尾第六十団地	根岸良夫	上尾第六十一団地	根岸良夫
上尾東団地	藤田光正	中分	矢部修三			上尾第六十二団地	根岸良夫	上尾第六十二団地	根岸良夫	上尾第六十三団地	根岸良夫



毎年6月と12月の2回、家庭の家計簿に当たる財政事情(収支状況)を公表しています。

これは、皆さんが納めた貴重な税金や国・県からのお金がどのように使われているのかをお知らせし、市政への理解を深めていただくものです。今号では、平成22年度下半期(平成22年10月1日～23年3月31日)の各会計の収支状況をお知らせします。

一般会計と特別会計は、4月1日～5月31日の出納整理期間も収入・支出がありますので、その分を含めた平成22年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

●平成22年度下半期●

市の収支状況

■一般会計・特別会計■

⇨財政課(☎775-4247・☎776-8873)

■水道事業会計■

⇨水道部総務課(☎775-5160・☎775-9041)

○平成23年3月31日現在 単位:千円

■一般会計収支

〔歳入〕	予算額	収入済額
市税	29,840,308	29,110,039
国庫支出金	9,244,778	6,795,455
市債	7,938,700	5,186,700
県支出金	3,130,732	2,421,284
地方交付税	2,426,258	2,621,767
地方消費税交付金	1,579,000	1,745,198
諸収入	1,532,352	1,539,004
繰越金	1,267,946	1,267,946
使用料及び手数料	863,216	807,051
その他	2,127,386	2,161,486
合計	59,950,676	53,655,930

収入率89.5%

〔歳出〕	予算額	支出済額
民生費	21,203,630	20,426,231
総務費	8,004,474	7,214,237
教育費	7,864,495	4,888,705
公債費	7,686,833	7,681,870
土木費	4,884,313	3,607,541
衛生費	4,679,219	3,772,862
消防費	2,626,472	2,427,483
商工会費	2,441,942	2,107,055
議会議事費	387,518	374,823
農林水産業費	170,977	157,845
予備費	803	0
合計	59,950,676	52,658,652

執行率87.8%

■特別会計収支

	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険	20,936,164	20,283,818	20,139,004
工業住宅団地開発事業	1,370	1,204	320
公共下水道事業	6,390,299	4,467,599	5,046,169
老人保健	25,416	20,364	20,364
介護保険	9,794,133	9,249,087	8,589,280
後期高齢者医療	1,597,892	1,565,146	1,486,975
合計	38,745,274	35,587,218	35,282,112

収入率91.8%、執行率91.1%

■水道事業会計収支

	予算額	収入・支出済額
収益的収入	4,309,000	4,387,945
収益的支出	4,065,000	3,686,678
資本的収入	365,000	347,483
資本的支出	1,991,789	1,678,184

給水戸数/8万8,695戸、給水人口/22万6,424人(普及率99.7%)いずれも平成23年3月31日現在

※収益的収支とは、水道水をつくり皆さんの家庭に供給するなど、営業面の収支です。資本的収支とは、配水管の布設など施設の建設・改良事業面の収支です。

ごみ収集カレンダーを配布

⇨西貝塚環境センター ☎781-9141 ☎781-9166

『上尾市ごみ収集カレンダー』(平成23年7月1日～平成24年6月30日分)を住んでいる地域(4地域)の収集日程に合わせて作成し、地域ごとに6月中に配布します。

ごみの出し方のルールを守り、カレンダーの日程に従ってごみを出してください。

本庁舎、上尾駅・尾山台出張所

7～10月の日曜日は閉庁します

夏期以降の電力使用量削減のため、7～10月の日曜日は閉庁します。ご理解をお願いします。

6月19日(日)、7月2日(土)は業務を休ませていただきます

市役所本庁舎、上尾駅出張所、尾山台出張所は、6月19日(日)は庁舎消毒のため、7月2日(土)は電算システムの保守点検のため業務を休ませていただきます。

⇨庶務課(☎775-4963・☎775-9819) 自治振興課(☎775-4539・☎775-9819)



上尾市教育振興基本計画を策定

基本理念は「夢・感動教育 あげお」

⇨教育総務部総務課 (TEL775-9469・FAX776-2250)

市教育委員会では、平成23年度～平成27年度を計画期間とする「上尾市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、教育基本法に基づき、また「第5次上尾市総合計画」に示す市の将来都市像「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を実現するための教育分野での計画と位置付け、教育の基本目標と施策を体系化したものです。地域の実情に応じたさまざまな取り組みを計画的・効果的に実施するとともに将来に向けての教育の在り方を明確にしました。



基本理念

夢・感動教育 あげお

基本方針

- 「生きる力をはぐくむ」
- 「生きる喜びをはぐくむ」
- 「絆をはぐくむ」

基本目標

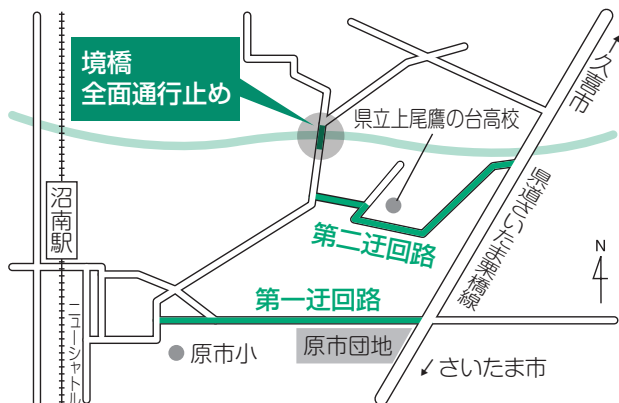
- ①確かな学力と自立する力の育成
- ②豊かな心と健やかな体の育成
- ③安心・安全で質の高い学校教育の推進
- ④学校・家庭・地域の連携と教育力の向上
- ⑤生涯にわたる豊かな学びのサポート
- ⑥文化芸術の創造と文化財の保護
- ⑦健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

※同計画は市ホームページで公開しているほか、図書館や情報公開コーナー(市役所1階)で閲覧できます。

さかいばし 境橋が通行止め

⇨道路管理課 (TEL775-8597・FAX775-9906)
道路整備課 (TEL775-9049・FAX775-9906)

3月11日に発生した東日本大震災の影響により、境橋に損傷が確認されたため、4月25日から通行止めになりました。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



国民健康保険税の所得申告

保険年金課 TEL775-5136
FAX775-9827

国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年中(平成22年1月1日～12月31日)の所得金額などを基に算定します。所得税や市・県民税を期日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいない人は、税務署または市民税課(市役所2階)で申告してください。
税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶

養者になつてゐる配偶者と16歳以上の人も、国保税の所得申告が必要です。対象者には申告書を6月上旬頃に郵送しますので、直接または郵送で保険年金課(市役所1階8番窓口、〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。
申告をする時期によっては国保税の税額が年度途中で変更になることがありますので、早めに申告してください。
国保税には、一定所得以下の世帯にかかる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。



登録方法

パソコンでメールを受信する場合



〈上尾市 Web サイト URL〉
http://www.city.ageo.lg.jp/

携帯電話でメールを受信する場合



〈上尾市携帯サイト URL〉
http://www.city.ageo.lg.jp/mobile/

①
トップページから登録用ページにアクセスする「電子サービス」-「メールマガジン」

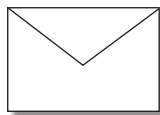
※QRコード対応の携帯電話では、右記のQRコードから上尾市携帯サイトのメールマガジン(メール配信)ページに移動できます。



②
希望する配信内容とパソコンか携帯電話のメールアドレスを入力して仮登録する
※この段階では登録は完了していません。

メールマガジン
新規登録画面

③
仮登録したメールアドレスに登録確認メールが届く
※インターネットの環境によってはメールの到着が遅れる場合もあります。



④
登録確認メールに記載されたURLにアクセスし、本登録が完了
※登録者情報の漏えいを防止するため、通信はSSL暗号化設定を行っています。

登録完了!

第17回あげお花火大会は中止します

⇒市観光協会 ☎775-5917
☎775-5024

7月30日(土)に開催を予定していましたが、第17回あげお花火大会は、東日本大震災に伴うさまざまな影響などを考慮し、中止することに決定しました。

▼定例相談日(33ページ参照) 毎月
第1火曜日午前10時~正午、市民相談室(市役所第二別館1階)

▼行政相談委員(順不同・敬称略)
石倉富美子 深井明 前島清
神田清二郎 水野忠男

行政相談委員として、次の5人が4月1日付で総務大臣から委嘱されました。
行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱し、市民の皆さんから、国の行政に対する苦情・意見・要望などを聴き、問題の解決を促進するとともに、それらの意見を基に行政運営の改善を進めるものです。

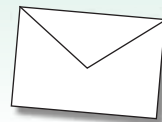
行政相談委員を委嘱

自治振興課 ☎775-4643
☎775-9819

メールマガジンを開始

―丁推進課

☎775-5113
☎775-9921



情報をいち早く伝えるためにメールマガジン(メールによる情報配信サービス)を開始しました。ぜひ利用してください。

サービスを利用するには、パソコンか携帯電話のメールアドレスの登録が必要です。

■配信しているメールマガジン

①安心・安全メール/児童・生徒に
関わる不審者情報(防犯速報)、一般的な防犯・防災情報や警報など、光

化学スモッグ注意報など
②防災行政無線情報/防災行政無線の放送内容

※配信するメールマガジンの内容は今後、追加・変更することがあります。過去に配信したメールマガジンのバックナンバーを検索・参照することもできます。

■利用に当たっての注意

①登録の際に「登録確認」メールが送信されます。メールの受信拒否やドメイン指定受信、迷惑メール防止機

能などを設定している場合は、登録前にドメイン指定(city.ageo.lg.jp)やアドレス指定(maimaga@city.ageo.lg.jp)の設定をお願いします。

設定方法は利用の携帯電話によって異なるため、契約の各携帯電話会社などへお問い合わせください。

②登録と情報配信は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

③配信したメールには返信できません。

④通信回線の状況などにより、配信に遅延が生じることもあります。

⑤登録したメールアドレスを変更した時は、再度登録をしてください。

⑥登録したメールアドレスなどの情報は、メールマガジン配信の目的にだけ利用し厳重に管理します。



社会福祉基金活用事業を募集

社会福祉課 ☎775-51118
☎776-8872

社会福祉向上のため、善意による寄付からなる社会福祉基金を設置しています。この基金を高齢者、障害者、児童などの福祉向上につながる次の①～③の市民事業に助成します。

- ①社会福祉施設などの備品整備・設備修繕の事業
 - ②市内の社会福祉法人・福祉関係団体が行う福祉サービス事業
 - ③市民活動団体が地域福祉向上のために行う事業
- ※他の助成金、補助金を受けている事業を除きます。
- ▼助成額 1事業30万円を限度
- ▼申し込み 所定の用紙(社会福祉

年金振込通知書

6月上旬に郵送

年金を受給している人には、6月上旬に日本年金機構から年金振込通知書が郵送されます。

年金振込通知書は、金融機関などの口座振込で年金の受け取りをしている年金受給者に対して、毎年6月に1年分の年金支払額などをまとめてお知らせするものです。
※年金支払額などの金額に変更があった場合などには、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金振込通知書について詳しくは、**ねんきんダイヤル**(☎0570-05-1165)または**大宮年金事務所**(☎652-4725)にお問い合わせください。

年金から特別徴収されている保険料(税)額と個人住民税額については、下記にお問い合わせください。

●介護保険料

⇒高齢介護課保険料担当(☎775-5127・☎776-8872)

●国民健康保険料(税)

⇒保険年金課国保資格・課税担当(☎775-5136・☎775-9827)

●後期高齢者医療保険料

⇒保険年金課高齢者医療担当(☎775-5125・☎775-9827)

●個人住民税

⇒市民税課住民税担当(☎775-5131・☎775-9846)



基金を活用して購入したパン製造機

課(市役所2階②番窓口)にある)に必要事項を記入して、7月8日(金)までに直接社会福祉課へ
※審査の上決定します。
▼平成22年度助成団体の紹介
・社会福祉法人上尾あゆみ会授産製品のパンの製造機
・在宅サービス上尾陽だまりの家ボランティア活動20年の報告会と映画上映会
・社会福祉法人捧徳会さつき保育園
プール周りに敷く転倒防止マット

平成24年成人式

⇨生涯学習課(☎775-9490・☎776-2250)

- ▼とき 平成24年1月8日(日)
- 第1回/午前10時30分～11時20分(対象/上尾中、原市中、上平中、東中、瓦葺中の卒業生とJR高崎線より東側に在住の人)
- 第2回/午後0時45分～1時35分(対象/太平中、大石中、西中、大石南中、南中、大谷中の卒業生とJR高崎線より西側に在住の人)
- ▼ところ 文化センター

大ホール
▼対象 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれで市内に在住している人(現在は在任していても中学卒業時に市内に在任で、

その後市外に転出した人や保護者が市内に在任している人は出席可) ※案内状は、12月上旬に郵送する予定です。

●成人代表スタッフの募集

成人式を迎える人で、式典の企画や当日の司会などに協力いただくスタッフを募集します。

▼申し込み 6月30日(木)までに直接または電話で生涯学習課(市役所7階)へ



平成23年上尾市成人式



高齢者サービス

⇨高齡介護課

TEL775-5124

FAX776-8872

事業名	対象	内容
老人福祉センター ことぶき荘	60歳以上の人(無料)	健康増進とレクリエーションの施設(無料で入浴ができる) ▶開館日 月～金曜日午前9時30分～午後4時(敬老の日を除く祝日と12月28日～1月4日は休館) ※問い合わせは、直接ことぶき荘(☎776-2265)へお問い合わせください。
いきいきクラブ	おおむね60歳以上の人	各単位クラブで生きがい健康づくり、福祉の向上、地域の見守り活動などを実施
老人だんらんの家	該当事務区内のおおむね60歳以上の人	だんらんの場として地区集会所などを該当事務区が開放
あんしん証	60歳以上の人 ※申請前6カ月以内に撮影した顔写真2枚(無帽・正面・無背景・縦3×横2.4センチ)と健康保険証など本人を証明できるものをお持ちください。	顔写真入りの身分証明証を発行。外出時の緊急連絡カード、公共施設の料金割引時の本人確認などに利用可能 ※金融機関や印鑑登録などの本人確認には利用できません。
配食サービス	おおむね65歳以上の一人暮らしの人が高齢者世帯(昼間単身の高齢者を含む)で、調理が困難で見守りが必要な人	毎日の食事の確保が自分でできるか調査の上、計画を作り、必要に応じて昼食(弁当)を宅配 ▶宅配日 週4回(月・火・木・金曜日)まで ▶自己負担額 1食450円
緊急通報システム	おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意を要する人	緊急通報機の貸与 ▶機器使用料 月額1,260円(所得税非課税世帯は無料) ▶通話料 自己負担
日常生活用具の給付	おおむね65歳以上の在宅の寝たきりまたは一人暮らしで、世帯全員が住民税非課税の人	防災の配慮が必要か調査の上、給付。給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり ▶給付内容 火災警報機、自動消火器、電磁調理器
徘徊高齢者等探索サービス	おおむね65歳以上の在宅の徘徊高齢者と初老期認知症の人を介護している人	高齢者が端末発信機を携帯し、所在不明になった時、居場所が確認できる ▶自己負担額 月額231円(開始時負担2,100円)または580円 ※希望した業者により上記のいずれかの額になります。
住み替え家賃の助成	市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯)	民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成 ▶助成金額 転居後の住宅の月額家賃から転居前に居住していた住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ※立ち退き請求があった時点で相談が必要です。
要介護高齢者等介護者慰労金	65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人またはそれと相当の状態と認められる人(介護保険施設などの入所者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者等手当を受けていないことが必要です。	▶支給額 月額1万円 ▶支給時期 年3回(8・12・4月)
要介護高齢者等手当	65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人またはそれと相当の状態と認められる人で世帯の生計中心者(所得の最も多い人)の前年所得税が非課税の人(介護保険施設などの入所者を除く) ※要介護高齢者等介護者慰労金の支給を受けていないことが必要です。	▶支給額 月額1万円 ▶支給時期 年3回(8・12・4月)
紙おむつ給付	65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人またはそれと相当の状態と認められる人で、世帯の生計中心者の前年所得税が非課税の人(介護保険施設などの入所者を除く)	市指定の薬局で、紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を月1枚給付
敬老祝金	平成23年8月31日現在、市内に引き続き1年以上居住する次の年齢の人 75歳(昭和10年9月2日～11年9月1日に生まれた人) 77歳(昭和8年9月2日～9年9月1日に生まれた人) 80歳(昭和5年9月2日～6年9月1日に生まれた人) 85歳(大正14年9月2日～15年9月1日に生まれた人) 88歳(大正11年9月2日～12年9月1日に生まれた人) 90歳(大正9年9月2日～10年9月1日に生まれた人) 95歳(大正4年9月2日～5年9月1日に生まれた人) 99歳以上(大正元年9月1日以前に生まれた人)	▶贈呈額 75・77・80歳 / 1万円 85・88・90歳 / 2万円 95歳 / 3万円 99歳以上 / 5万円 ※9月中旬に民生委員が届けます。
敬老事業交付金	敬老の日の行事として敬老事業を実施する事務区など	▶交付額 8月31日現在当該事務区などの区域内に住所がある75歳以上の人数に1人当たり2千円を乗じた額

※サービスはいずれも市内に住所がある人が対象です。